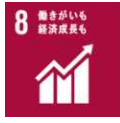


普及現地情報



発信年月日：令和5年(2023年)11月8日

所属名：大津・南部農産普及課

番号：A23014

部門分類：640 農業関連施策

発信者名：川村、兼房

特定外来生物根絶に向けた指導を行いました

大津・南部管内では、草津市の水田内で特定外来生物の「オオバナミズキンバイ」(以下「オオバナ」)と「ナガエツルノゲイトウ」(以下「ナガエ」)が発生しており、水田からの根絶を目指して取り組んでいます。このたび10月16日に「オオバナ」と「ナガエ」発生水田や近隣水田の耕作者へ現地指導を行いました。

現地指導では県庁琵琶湖環境部の担当者が、早期に駆除できず水稻が収穫できなくなった他県の事例を説明しました。当課は特定外来生物のチラシを配布し、増やさない、広げない、地域で早期対処することで根絶できる旨を伝えました。また、耕起、耕うん時に切断された植物片が機械に付着して移動することにより、他の水田に拡散するリスクについて説明しました。その結果、「オオバナ」発生水田の耕作者は次作の麦栽培を休耕へ変更し、11月と春先に除草剤散布を行うことを決められました。

また、「ナガエ」発生水田の中には、昨年から耕作者が熱心に除去されてきたことで稲わらの下に数株見つかる程度まで減っているところがあり、来春も継続して抜き取りをされます。

今後も地域、関係機関と協力して特定外来生物の根絶を目指します。



耕作者を交えた現地指導の様子



ほ場でのオオバナミズキンバイ